

第1回笠岡市まちづくり協議会制度見直し検討委員会

笠岡市まちづくり協議会の現況

■見直しに至った背景

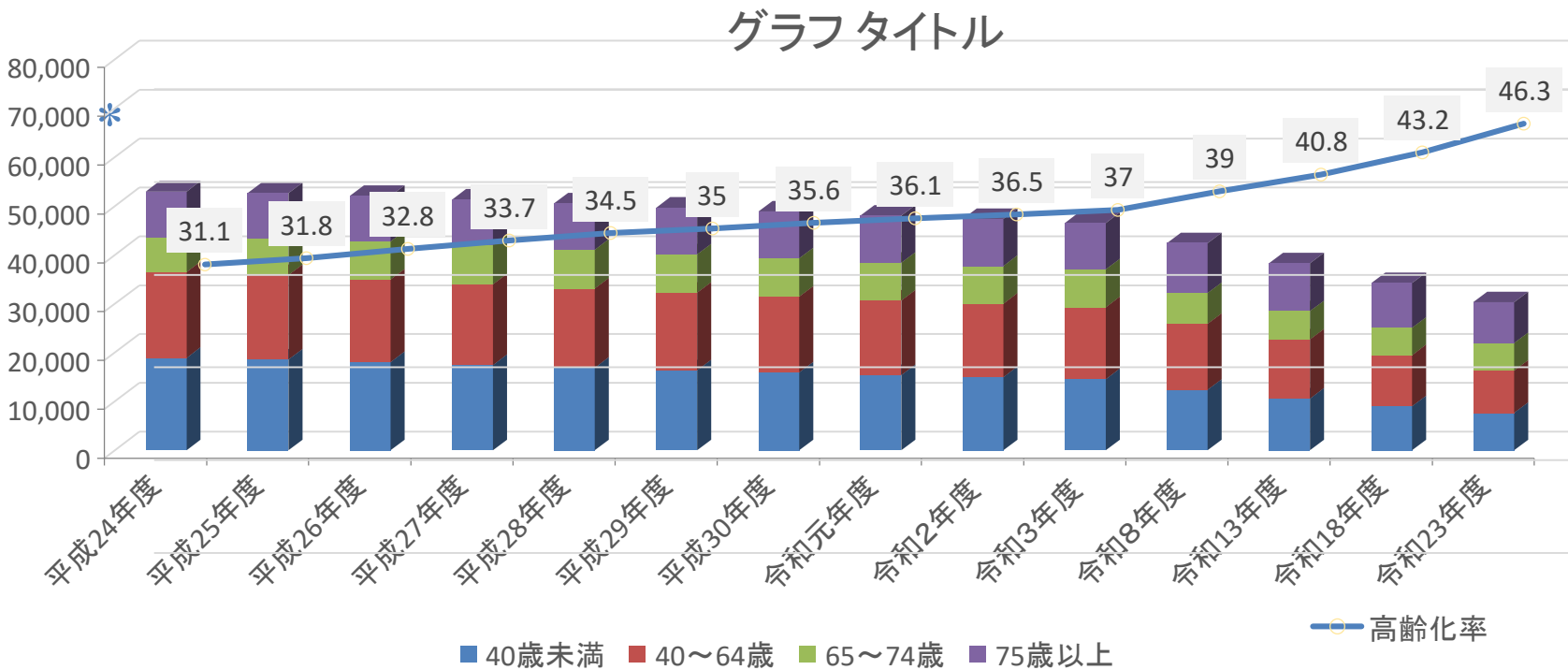
まちづくり協議会制度が市内全域でスタートしてから令和3年度で10年目を迎え、地域特有の課題解決を目指すための取組や地域と行政が協働した取組が実施されたり、地域資源を活かした特産品の販売やカフェ運営などコミュニティビジネスと言えるような取組も展開されるようになってきました。

また、地域住民の健康維持を推進したり、孤立しがちな地域の高齢者向けの食事の場の提供や買い物支援など福祉的な分野や避難支援など防災的分野にも活動範囲が広がりつつあります。その一方でまちづくり協議会制度の明確な位置づけが無く、必要性や趣旨についての理解が市民全体に広がっていないことで取組内容や活動規模に地域差が生じたり、組織の担い手不足といった課題がでてきております。

今後、一層の人口減少・少子高齢化が見込まれる中、生きがいを持って幸せに暮らせる地域社会を作っていくためには地域を良く知る地域住民の方々が主役となって地域づくりを進めることが重要になってきます。

今回の見直しでは各地域が抱える課題解決のため、より多くの住民が参加して持続可能な活動ができる組織体制の構築を円滑に進めていくことができるように地域活動の指針となる計画の改定を進めていきたいと考えております。

○笠岡市人口及び高齢化率

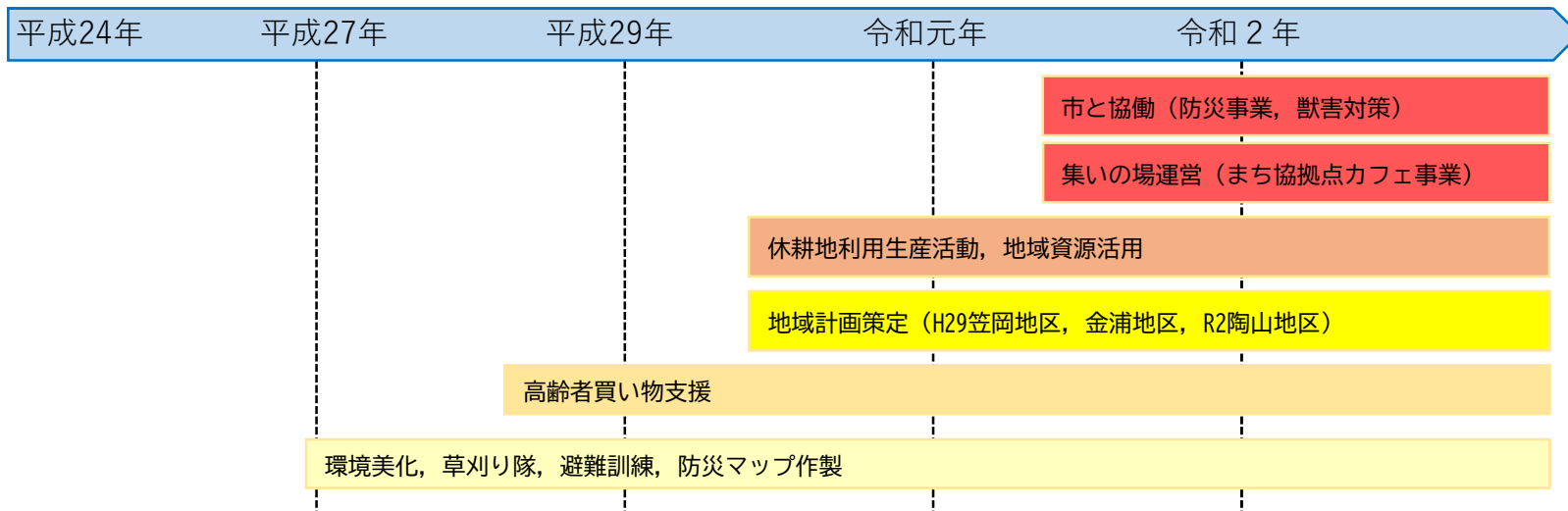


■まちづくり協議会のこれまで

○まちづくり協議会発足まで

- 平成20年3月 笠岡市自治基本条例
- 平成22年1月 「笠岡市地縁組織との協働システム構築計画」発表
- 平成22年10月 「地域担当職員」配置
- 平成24年4月 市内24地域でまちづくり協議会本格スタート

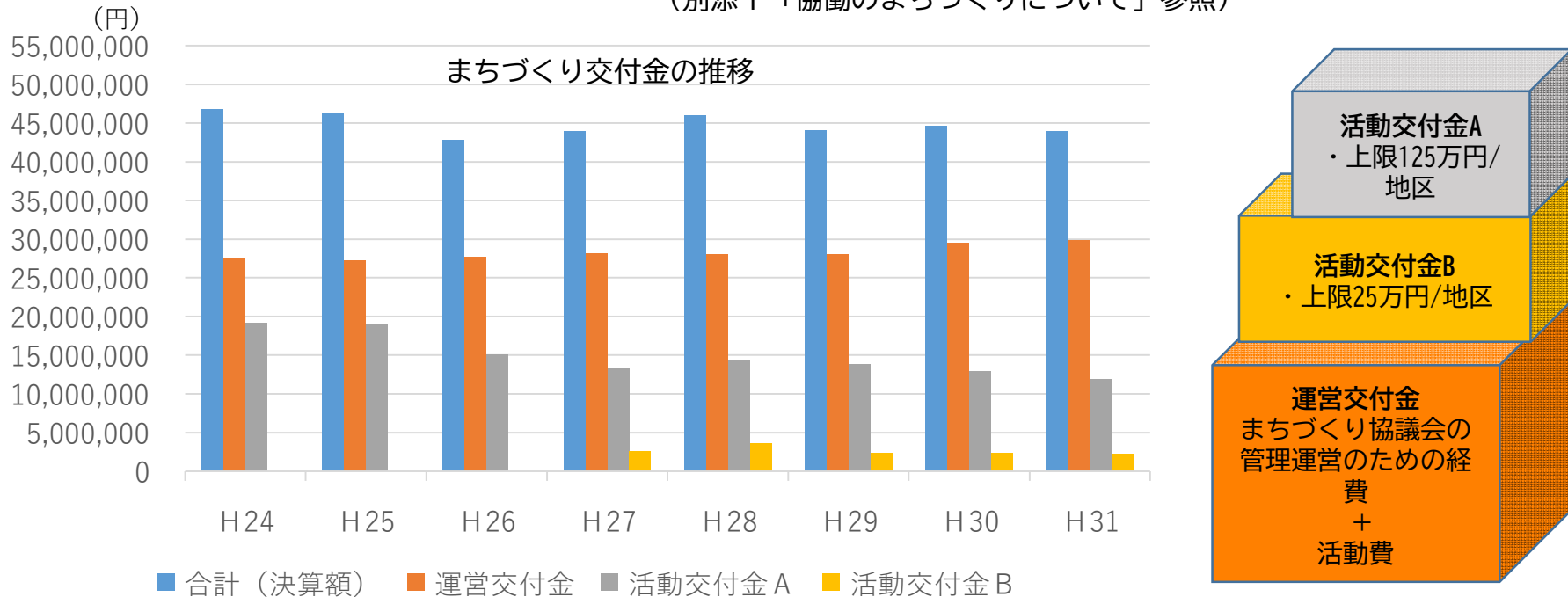
○まちづくり協議会の取組



○魅力あるまちづくり交付金の概要

魅力あるまちづくり交付金は、地域での協議に基づいた地域の自主的な活動を推進するために、まちづくり協議会へ次の交付金を交付しています。交付金の種類は運営交付金、活動交付金A、活動交付金Bの3種類です。

(別添1「協働のまちづくりについて」参照)



※活動交付金の上限額について、地域計画策定済み協議会は活動A：125万円を150万円に、活動B：25万円を30万円とインセンティブを設定（令和3年度～）